

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年8月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：パキスタン国クラスター事業戦略「コミュニティ協働型教育改善」適用可能性調査（プロジェクト研究）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：パキスタン国クラスター事業戦略「コミュニティ協働型教育改善」適用可能性調査（プロジェクト研究）

調達管理番号： 26a00539

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年8月26日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パキスタン国クラスター事業戦略「コミュニティ協働型教育改善」適用可能性調査（プロジェクト研究）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年10月 ～ 2028年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の28%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の12%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。¹具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度（2027年2月頃）

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 9月 1日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 9月 2日 12時まで
3	質問への回答	2029年 9月 7日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年 9月 11日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年 9月 29日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/etyU5RMrXx>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙3の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書(案)

本特記仕様書(案)に記述されている「脚注」及び別紙2「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】特記仕様書(案)

第1条 業務の目的

本業務は、「第2条 業務の背景」に記載するプロジェクト研究を通じ、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、パキスタンにおけるJICA「コミュニティ協働型クラスター戦略」の適用可能性を調査分析するものである。

第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

別紙1「案件概要表」と本紙「【1】特記仕様書(案)」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【1】特記仕様書(案)」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

(1)JICA コミュニティ協働型クラスター戦略をもとにしたパイロット活動の計画策定・実施²

JICAは、これまでサブサハラアフリカ地域において、地域住民の参画による学校運営改善を通じ、初等教育への就学促進やジェンダー格差の是正、読み書き・計算の学習改善を図り、同実績をもとにクラスター事業戦略「コミュニティ協働型教育改善」(以下、「コミュニティ協働型クラスター戦略」という。)を策定している。同戦略における学校運営改善の方策は主に、匿名選挙による学校運営委員会長等の選出、住民集会における情報共有・討議を通じた学校活動計画の策定・実施・レビュー、学校運営委員会間のネットワーク構築からなる(JICA 2024)。学校活動計画は、住民集会を通じて特定される教育ニーズに対し、地域住民の学校の有する内部資源と学校交付金等の外部資源を組み合

² 本プロジェクト研究のパイロット活動における介入の効果分析のために収集すべき主要な成果指標とその設定理由を提案すること。本プロジェクト研究の背景・目的については、別紙1の案件概要表を参照のこと。

わせる形で、活動が計画・実施される。

本プロジェクト研究では、上記の方策にかかるパイロット活動を通じ、パキスタンにおけるコミュニティ協働型クラスター戦略の適用可能性を検討する。パイロット活動は上記の方策の根幹となる、住民集会における情報共有や学校運営の透明性等をもとに、パキスタンのコンテキストや制度をふまえて計画・実施される。パイロット活動は、シンド州ジャムショロ地方部における公立小学校60校程度を対象とする。パイロット活動においては、今後の広域展開を見据えた普及可能なモデルを検討・提案すること。

本プロジェクト研究の計画・実施にあたっては、これまでにコミュニティ協働型クラスター戦略に関連して実施された、以下のプロジェクト研究等をふまえる。

- ・ アフリカ地域(広域)プロジェクト研究「コミュニティ参加を通じた『子どもの学びの改善』モデルの開発・スケールアップ」(2022年)
- ・ 全世界(広域)「マルチセクターにおけるコミュニティ協働による教育改善モデルの可能性及び同モデルの主流化に係る調査研究(プロジェクト研究)」(2025年)

(2)パキスタンのコンテキスト・制度に配慮した計画の策定・実施³

パキスタンでは州政府が教育行政の主要な責任を担う分権制度の下、地域ごとに教育環境や社会・文化的背景が大きく異なる。農村部における貧困、児童労働、早期婚、保護者の教育水準、女子の移動や就学に関する社会規範、カーストや部族・民族に基づく社会関係等が、子どもの就学に影響を与える。本プロジェクト研究におけるパイロット活動は、上記のコンテキスト・制度をふまえ、学校運営委員会による宗教指導者等を含む地域社会との対話を通じ、地域社会の理解と参画を得ながら、女子を含む全ての学齢期児童の包摂的な就学促進を目指す。パイロット活動の計画にあたっては、JICAがパキスタンで実施した「学校活動と住民参加を通じたジェンダーに配慮した就学継続プロジェクト(GRACE)」の成果・課題・教訓を十分にふまえる。

パキスタンの教育政策や行政の制度については、以下のレポートを適宜参照すること。

- ・ 「パキスタン教育セクターにかかる
- ・ 情報収集・確認調査ファイナルレポート」(2020年)[12355541.pdf](#)

³ コミュニティ協働型教育改善クラスターの戦略をもとに、シンド州におけるジェンダー規範、宗教的・文化的慣行、地域コミュニティの意思決定プロセス、および既存の学校運営委員会(SMC)制度を踏まえ、学校運営委員会の機能向上のための方策の骨子を、その理由とともに提案すること。本プロジェクト研究の背景・目的については、別紙1の案件概要表を参照のこと。

(3)学校クラスター単位の学校運営委員会のネットワーク組織の設置試行⁴

シンド州では15～40校程度を単位とする学校クラスター制度が導入されている。また、学校クラスターは、セルという複数の学校のまとまりを含む。本プロジェクト研究のパイロット活動における学校運営委員会間のネットワーク構築は、学校クラスターを単位とし、学校運営委員会間のネットワーク構築により学校クラスターの機能向上を図りうるかに関し、パイロット活動を通じて検討する。

(4)オルタナティブ教育との連携

パキスタンでは、初等教育学齢期に就学できなかった子どもの人口規模が大きい。本プロジェクト研究の対象とするシンド州では、初等教育学齢期を超えても小学校への就学は認められるが、年齢によってはオルタナティブ教育(ノンフォーマル教育)への就学が望ましい場合もある。JICAは、パキスタンにおいて技術協力プロジェクト「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ3」を実施中であるが、本プロジェクト研究におけるパイロット活動は同プロジェクトとの連携を模索する。具体的には、住民集会における情報共有・討議を通じて特定された就学ニーズのうち、対象となる子どもの年齢等をもとに、地方自治体や教育行政との連携を通じて学校運営委員会がオルタナティブ教育の就学につなげる取組みを模索する。

(5)就学前教育や計算スキルの改善等の発展的取組みの検討

パキスタンにおける就学前教育はカチ(Kachi)と呼ばれ、学校によっては住民参加によりカチの運営がなされている。本プロジェクト研究のパイロット活動の対象校の中で、カチが運営されている場合には、同パイロット活動の一環として数校で、その運営改善を図ることが可能かを検討する。また、シンド州政府は算数教育の改善を優先課題の一つとしていることをふまえ、GRACEで開発されてシンド州内に配布された算数教材や、以下のプロジェクト研究の成果を適宜活用しながら、本プロジェクト研究のパイロット活動の一環として数校で、子どもの計算スキルの改善を図ることが可能かを検討する。

- ・ プロジェクト研究「算数・数学学習用標準問題集の開発」(2022 年)プロジェクト研究「算数・数学学習用標準問題集の開発」(英語) | 事業について - JICA

⁴ コミュニティ協働型教育改善クラスターの戦略をもとに、シンド州のパキスタンの社会・文化的文脈や地方自治体・教育行政制度(セル・クラスター制度等)を踏まえ、学校クラスターの機能向上のための方策骨子を、その理由とともに提案すること。本プロジェクト研究の背景・目的については、別紙1の案件概要表を参照のこと。なお、セルは5～7校の学校のまとまりとする制度であり、クラスターは15～40校の学校をまとまりとする制度である。セル・クラスター制度については、配付文書クラスター政策(2021)を参照にすること。

(6)パイロット活動の成果のとりまとめ

本プロジェクト研究のパイロット活動について主要な成果指標を定め、事前・事後のデータ収集を通じ、その結果を視覚的に分かりやすくとりまとめる。

(7)本プロジェクト研究における活動地域及び安全対策措置

本プロジェクト研究におけるパイロット活動の対象地域は、シンド州ジャムショロ地方部であるが、同州学校教育・識字局はカラチに位置する。受注者は現地での活動にあたり、JICAパキスタン事務所と緊密に連絡をとりながら、防弾車の手配等の必要な安全対策措置を講じる。

第4条 業務の内容

本プロジェクト研究における業務は主に、①コミュニティ協働型クラスター戦略及びシンド州におけるコンテキスト・制度の把握、②パイロット活動の計画・実施、③パイロット活動の結果をふまえた教訓・課題の抽出からなる。具体的な業務内容は以下のとおり。

(1)調査研究における業務方針の策定

本プロジェクト研究における業務の実施方針、作業計画等について、業務計画書を作成し、JICA担当部署等と打合せの上、合意を得る。同業務計画書の骨子をもとに現地業務に向けてインセプションレポートを作成する。

(2)コミュニティ協働型クラスター戦略及びシンド州のコンテキスト・制度の把握(机上・現地業務)

コミュニティ協働型クラスター戦略のもとで実施された技術協力プロジェクトの関連資料のレビューを行い、住民集会における情報共有や学校運営の透明性等、同戦略の根幹を把握する。また、GRACEに関し、同プロジェクトで開発された学校運営委員会マニュアルや研修教材等や、1校あたりの介入コスト等をレビューし、上記戦略に照らして改善が必要な点を特定する。

GRACEにおけるパイロット対象校の学校運営委員会に関し、住民集会の開催頻度や女性の参加、学校改善計画の策定・実施状況、就学維持状況等に関する調査を行う。また、シンド州を中心としてパキスタンにおけるコンテキスト・政策・制度に関し、以下の点を含む情報収集を行う。

- ・ 不就学の子どもの削減にかかる各種政策・施策
- ・ 学校運営委員会の構成や権限・責務、交付金の配布・使用・管理の実態
- ・ 不就学や就学におけるジェンダー格差の実態・原因(カーストや部族・民族等の社会的文化的要因を含む)

- ・ 州(Province)・ディビジョン(Division)・郡(District)・タルカ(Taluka)の各レベルの教育行政の役割や予算、機能の実態
- ・ 学校クラスター・セルの目的や予算、機能の実態

(3)パイロット活動の計画・実施(机上・現地業務)

シンド州のコンテキスト・制度をふまえ、同州学校教育・識字局や教育行政官との協議を通じ、匿名選挙による学校運営委員会長等の選出、情報共有を通じた学校改善計画の策定・実施・レビュー、ネットワーク組織の設置を通じた学校運営委員会間の学び合い・モニタリングからなる介入策を策定する。介入策の策定においては、学齢期の子どもや不就学の子どもの特定、地域社会・学校による就学阻害要因への対応、就学・就学後の継続的支援、学校間の学び合いといった過程を通じ、就学促進やジェンダー格差の是正を図ることに留意する。また、パイロット活動の対象校のうち数校において、就学前教育や計算スキルの改善にかかる学校運営委員会による活動を検討する。加えて、地方自治体や教育行政との連携により、オルタナティブ教育への就学促進が図られうるかを検討する。

シンド州ジャムショロ地方部の公立小学校計60校程度(学校クラスターは2つ程度)を対象とし、シンド州学校教育・識字局や教育行政官との連携により、パイロット活動を実施し、学校運営委員会及びクラスターの機能強化を通じ、不就学の子どもの削減や就学におけるジェンダー格差の是正が図られうるかを確認する。

パイロット活動に関し、学校運営委員会や同委員会のネットワーク組織(学校クラスター単位で設置)の機能等に関し、介入の事前・事後のデータを収集・分析を行い、その結果についてシンド州学校教育・識字局関係者と共有する。

(4)パイロット活動の結果をふまえた教訓・課題の抽出、プロジェクト研究報告書の作成(机上・現地業務)

上記(3)のパイロット活動の結果をもとに、パキスタン特有のコンテキストや既存の制度(セルやクラスター制度)をふまえたコミュニティ協働型クラスター戦略の適用可能性に関し、JICA担当部署及びシンド州学校教育・識字局関係者との協議を通じ、教訓・課題の抽出を行う。また、パイロット活動の結果や抽出された教訓・課題をもとに、プロジェクト研究報告書の作成を行う。

(5)その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Web へのデータアップロ

ード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。

- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 報告書の製本および CD-R の作成については、コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドラインに基づき作成する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
インセプションレポート	現地調査の1カ月前	日本語	電子データ	1部
半期進捗報告書	契約締結後6カ月に1回	日本語	電子データ	1部
プロジェクト研究報告書(ドラフト)	契約履行期限3カ月前	日本語、英語	電子データ	各言語1部ずつ
プロジェクト研究報告書	契約履行期限末日	日本語、英語	製本	各言語2部ずつ
			CD-R	各言語3部ずつ

- プロジェクト研究報告書は、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1)業務計画書

業務計画書は、共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2)半期進捗報告書

当該半期に行われた調査分析の主要な結果について報告を行う。

(3)プロジェクト研究報告書

- ① 報告書の要旨
- ② プロジェクト研究の背景・体制・進め方
- ③ パイロット活動の計画
- ④ パイロット活動の結果
- ⑤ 結論(教訓・課題)

別紙

(ア) パイロット活動のための研修モジュール等

2. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

(1)当該月の主な進捗、翌月の計画、当面の課題

(2)当該月に行われた机上・現地作業の結果とりまとめられた資料等

(3)活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	パイロット活動で実施する研修およびモニタリング実施支援	●校長や学校運営委員会に対する研修実施支援 ●学校運営委員会やネットワーク組織の活動・機能のモニタリング・助言に関する実施支援	研修:2回程度 モニタリング:月毎 データ収集:ベースライン調査、エンドライ	定額計上

		●学校運営委員会や学校クラスターの機能にかかるデータ収集	ン調査	
--	--	------------------------------	-----	--

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

和名:パキスタンにおけるクラスター事業戦略「コミュニティ協働型教育改善」適用可能性調査

英名:A study on JICA cluster strategy for educational improvement through community-wide collaboration in Pakistan

2. 本プロジェクト研究の背景と目的

パキスタンでは、5～16歳の子ども約7,100万人のうち約2,561万人が不就学であり、その約79 %は一度も学校に通ったことがなく、不就学率は男子(32%)よりも女子(39%)の方が高い(PIE 2023)。同国南部のシンド州においては、約780万人の子どもが不就学と推定され、その内訳は男子約372万人、女子約409万人とジェンダー格差が顕著である。このような不就学の問題は、保護者の社会経済的困難、学校へのアクセス不足、学習に適した学校環境の未整備、ならびに地域社会における慣習・文化など、家庭・学校・地域社会にまたがる複合的な課題がある。したがって、不就学児童の削減と就学継続の促進には、家庭・学校・地域社会を含む包括的なアプローチが求められる。

こうした課題に対応するため、JICAは、シンド州で技術協力プロジェクト「学校活動と住民参加を通じたジェンダーに配慮した就学継続プロジェクト(GRACE)」(2022～2026年)を実施し、母親を委員に含む形での学校運営委員会(SMC)の再設置や、学校改善計画の策定・実施、学校間の学び合いの促進等を通じて、対象校において子どもの出席率や進級率の改善、保護者の学校運営への参加拡大、欠席児童に対する家庭訪問の実施等、就学継続に向けた前向きな変化が確認されている。他方で、GRACEで開発された介入策は、コミュニティモビライザーと呼ばれる外部支援者の介在を必要としており、普及面で方策の改善を必要としている。また、学校間でSMCの機能に差がみられることから、学校運営への住民参加をより実効的なものとするための仕組みづくりが求められている。さらに、GRACEの取組は主として個別学校を単位として実施されており、一定地域内の複数校を包括的に対象として不就学児童の削減を図るアプローチは十分に検討されていない。

JICAが、サブサハラアフリカ地域で展開してきた「みんなの学校プロジェクト」は、こうした課題への対応に有効な示唆を提供する。みんなの学校プロジェクトでは、学校運営委員会を核として保護者や地域住民の学校運営への参画を促進するとともに、学校間のネットワーク形成や行政による側面的支援を通じて、外部人材への依存を最小限に抑えながら活動を実施し、初等教育への就学促進やジェンダー格差の是正、基礎的な読解や算数の学習改善を図ってきた。また、JICAは、同実績をもとにクラスター事業戦略「コミュニティ協働型教育改善」(以下、「コミュニティ協働型クラスター戦略」という。)を策定している。

本プロジェクト研究は、こうした知見を踏まえ、パキスタンの教育制度及び社会・文化的文脈に適合した形でコミュニティ協働型クラスター戦略の適用可能性を検証することを目的とする。具体的には、同戦略に基づくパイロット活動を実施し、その成果と課題を分析することにより、不就学児童の削減及び就学継続の促進に資する持続可能かつ普及可能なアプローチの構築に向けた示唆を得るものである。

3. 調査方針・内容

(1) 調査実施方針

本プロジェクト研究は、みんなの学校プロジェクト及びパキスタンで実施したGRACEの成果・教訓をもとに、パキスタンのコンテキスト・制度をふまえ、SMCの機能向上を通じて初等教育段階の適時・適切な就学促進及びジェンダー格差の是正を図る介入策を設計・試行する。パイロット活動の対象地域はジャムショロの地方部のタルカ(Rural Taluka)とし、介入の主な単位は各学校と15～40校程度の学校からなるクラスターとする。介入策の設計にあたっては、カーストや部族・民族といった属性に関わらず、あらゆる学齢期の子どもの就学を促進する方策を検討する。

学校における介入については、就学促進及び就学におけるジェンダー格差是正の観点から、コミュニティのステークホルダー分析を実施し、SMCの運営・活動に関与させるべきアクターを特定し、GRACEで開発したSMC関連のマニュアルを改訂する。また、コミュニティモビライザーは介在させない。クラスターにおける介入については、同単位でのSMCからなるネットワーク組織の設置を試行し、ネットワーク組織と地方自治体やその関連機関(Union Council)との接合を図る。

加えて、同国では学齢期を超えた子どもに対するオルタナティブ教育が公教育に位置づけられることをふまえ、対象地域で学齢期を超えた子どもに対する就学促進の方策についても検討するとともに、パキスタンで実施中の「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ3(AQAL3)」との連携を検討する。具体的な調査内容は以下のとおり。

(ア) GRACE・AQALの成果・教訓の整理・分析・現状確認、コンテキスト・制度の把握

GRACEで策定されたSMCマニュアルや研修教材等や、1校あたりの介入に要するコスト等をレビューし、SMCの機能(住民集会の開催頻度や女性の参加、学校改善計画の策定・実施状況等)や就学維持の現状に関する調査を行い、GRACEの開発した介入策にかかる課題を特定する。あわせて、AQALで開発されたコミュニティ動員ツール、研修教材、実施方法についてレビューを行い、地域住民の参画促進や不就学児童の把握・就学促進に係る手法及び実施上の教訓を整理する。

これらの分析を踏まえ、シンド州教育セクターを取り巻くコンテキスト、政策及び制度環境について、以下の観点を含む情報収集及び分析を行う。

- ・ シンド州における不就学の子どもの削減にかかる各種政策・施策
- ・ 他州における SMC の実態、ドナーによる過去の SMC 支援策
- ・ SMC の構成や権限・責務、交付金、学校別予算の実態
- ・ 不就学や就学におけるジェンダー格差の実態・原因(カーストや部族・民族等の社会的文化的要因を含む)
- ・ 州(Province)・ディビジョン(Division)・郡(District)・タルカ(Taluka)の各レベルの教育行政の役割や予算、機能の実態
- ・ 学校クラスター・セルの目的や予算、機能の実態
- ・ コミュニティステークホルダー分析

(イ) 学校レベル・クラスターレベルにおけるパイロット活動の計画・実施

みんなの学校プロジェクトで開発された介入策の主要な構成要素(民主選挙によるリーダーの選出、情報共有を通じた学校改善計画の策定・実施・レビュー、ネットワーク組織の設置を通じたSMC間の学び合い・SMCの機能モニタリング)をもとに、シンド州のコンテキスト・制度をふまえ、学校レベル及びクラスターレベルを対象とした、就学促進

と就学におけるジェンダー格差是正を図る介入策を策定する。介入策の策定においては、SMC及びクラスターを中心として、学齢期到達児童の特定、不就学児童の把握・追跡、地域社会における働きかけ(就学阻害要因への対応)、就学時および就学後の継続的支援、学校間の学び合い・運用改善といった一連のプロセスが実施されることを念頭に置く。また、就学前教育にかかる学校運営委員会の活動を検討し、介入策に反映する。なお、介入策には、クラスターレベルにおける機能するSMCからなるネットワーク組織の設置を含む。

ジャムショロの計60校程度(クラスターは2程度)を対象として上記介入策を用いたパイロット活動を実施し、SMC及びクラスターの機能強化、住民参加や、SMC・クラスター等の相互連関を通じて不就学児童の削減や就学におけるジェンダー格差の是正が図られうるかを確認する。また、地方自治体等との関係を強化することにより、オルタナティブ教育への就学促進が図られうるかを確認する。

パイロット活動に関し、介入の事前・事後のSMCやネットワーク組織、クラスターの機能、就学等にかかるデータを収集し、比較分析を行う。

(ウ)パイロット活動の結果をふまえた教訓・課題の抽出

上記(イ)のパイロット活動の結果をもとに、パキスタンにおけるコミュニティ協働型クラスター戦略の適用可能性を検討し、他国への適用可能性に関する教訓・課題を抽出する。

(2)安全対策

本調査の対象地であるパキスタン・シンド州は、2026年7月現在、外務省危険情報において危険レベル2に指定されている。このため、コンサルタントが現地へ渡航する際には、JICAの安全管理に係る規定に基づき、パキスタン事務所及び安全管理部との事前協議を行った上で、安全管理部長の承認を取得することを前提とする。また、シンド州における現地活動に際しては、防弾車両の使用や武装警備員の帯同を含むJICA安全対策措置を遵守し、必要な安全対策を講じた上で調査を実施する。本調査では現地人材の活用も想定している。現時点では、渡航禁止地域での活動は実施していないが、今後の調査結果や対象地域の選定状況によって渡航禁止地域での活動の必要性が生じた場合には、関連規定(執務参考資料「渡航禁止地域におけるローカル人材の安全配慮のあり方」(2025年1月17日付))に基づき、最新の治安情勢、事業実施上の支障及び潜在的リスク等を踏まえ、パキスタン事務所、現地傭人その他の関係者と十分な協議を行う。その上で、事業関係者間において治安情報の共有及び緊急時の連絡体制を構築し、国際連合安全保安局(UNDSS)や在外公館等からの情報を継続的に収集することにより、治安状況の変化に応じた機動的な対応を可能とする。さらに、調査期間中は治安状況を継続的にモニタリングし、治安悪化等のリスクが顕在化した場合には、活動計画の見直し、中断又は代替手段への切替えを含め、関係者と協議の上で適切な措置を講じる。

4. 本プロジェクト研究の実施体制

本プロジェクト研究は、パキスタンにおける教育事情に詳しい水野専門員と、コミュニティ協働型クラスター戦略・事業に知見を有する國枝専門員から指針・助言を得ながら、人間開発部基礎教育グループが実施する。プロジェクト研究における調査分析等の業務については、本邦コンサルタントを選定し、業務実施契約により実施する。

5. 本プロジェクト研究の実施期間

2026年10月から2028年2月まで。

6. 調査対象国

パキスタン

以上

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	パキスタンのコンテキスト・制度を踏まえた、本プロジェクト研究のパイロット活動における学校運営委員会の機能向上のための方策骨子(その提案理由を含む)	第3条(2)
2	パキスタンのコンテキスト・制度を踏まえた、本プロジェクト研究のパイロット活動における学校クラスターの機能向上のための方策骨子(その提案理由を含む)	第3条(3)
3	本プロジェクト研究のパイロット活動における介入の効果分析のために収集すべき主要な成果指標とその設定理由	第3条(1)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：コミュニティ協働型教育改善に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙3 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

① 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

② 対象国及び類似地域：全開発途上国

③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年10月に契約を締結、プロジェクト研究を開始し、2028年2月の終了を目処とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 7.05 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、コミュニティ協働型教育改善の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数の目途 延べ9回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- パイロット活動で実施する研修およびモニタリング実施支援。詳細は、以下を含む。
 - 校長や学校運営委員会に対する研修実施支援
 - 学校運営委員会やネットワーク組織の活動・機能のモニタリング・助言に関する実施支援
 - 学校運営委員会や学校クラスターの機能にかかるデータ収集

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「パキスタン国 学校活動と住民参加を通じたジェンダーに配慮した就学継続プロジェクト(GRACE)」各種報告書
 - ・現状把握調査報告書
 - ・ベースライン報告書
 - ・ミッドライン報告書
 - ・業務進捗報告書
 - ・エンドライン報告書
- 「パキスタン国 学校活動と住民参加を通じたジェンダーに配慮した就学継続プロジェクト(GRACE)」各種成果品
 - ・ Handbook for School

- ・ Handbook for SELD Administrators
- ・ SMC Operational Manual
- ・ SMC application form
- ・ Work Book Level A-K
- ・ Workbook Grade1-5
- クラスタ政策 (2021)

2) 公開資料

- JICA「グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）8. 教育」
education text.pdf (jica.go.jp)
- アフリカ地域 プロジェクト研究「アフリカ地域におけるコミュニティ参加を通じた「子どもの学びの改善」モデルの開発・スケールアップ」業務完了報告書（2022年3月）openjicareport.jica.go.jp/pdf/12346300.pdf
- 全世界(広域)「マルチセクターにおけるコミュニティ協働による教育改善モデルの可能性及び同モデルの主流化に係る調査研究(プロジェクト研究)」(2025年2月)<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000054354.pdf>
- 「パキスタン教育セクターにかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート」(2020年5月)[12355541.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12355541.pdf)
- 「パキスタン・イスラム共和国 オルタナティブ教育推進プロジェクト 事業完了報告書」(2020年3月)[12345823.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12345823.pdf)
- 「パキスタン・イスラム共和国オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ3 事前評価表」[2025 202312086 1 s.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/20252023120861s.pdf)
- 「パキスタン国 学校活動と住民参加を通じたジェンダーに配慮した就学継続プロジェクト(GRACE)事業完了報告書(2026年2月)
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000057730.pdf>
- プロジェクト研究「算数・数学学習用標準問題集の開発」(2022年)
プロジェクト研究「算数・数学学習用標準問題集の開発」(英語) | 事業について - JICA

(5) 対象国の便宜供与

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無（渡航国・地域で使用する言語はシンド語・ウルドゥー語です。）
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2）安全対策

パキスタン国内の移動にあたっては防弾車の使用や武装警備員の同乗が必要な場合があります。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象とし

ますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

（２）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（３）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

37,493,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（４）別見積りとしている項目、及び（５）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積りには含めないでください）。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

（４）別見積りについて（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに

該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について

本案件は定額計上があります (30,321,000 円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	パイロット活動の中で実施するパイロット校における研修経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	7,200,000 円	研修参加者に対する日当・交通費・宿泊費、研修会場費、研修資料作成費等	パイロット事業経費
2	パイロット活動で実施する研修およびモニタリング実施支援	「第3章 特記仕様書 第4条 (3) パイロット活動の計画・実施 (2) コミュニティ協働型クラスター	12,465,000 円	パイロット活動に関する業務、研修(2回程度)、データ収集(ベースライン調査、エンドライ	再委託費

		戦略及びシンド州 のコンテキスト・制 度の把握、（３） パイロット活動 の計画・実施、 （４）パイロット活 動の結果をふまえた 教訓・課題の抽出、 プロジェクト研究 報告書の作成」		ン調査）	
3	安全対策経費		10,656,000 円	防弾車借上費 （ドライバー含 む）、警備員備上 費	一般業務費 ＞特殊傭人 費、車両関 連費

（６）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（７）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（８）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（９）外貨交換レートについて

１）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

(10) その他

パキスタン国内の車両移動は全日程防弾車によるものとし、定額計上（安全対策経費）より支出します。

別紙3：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)